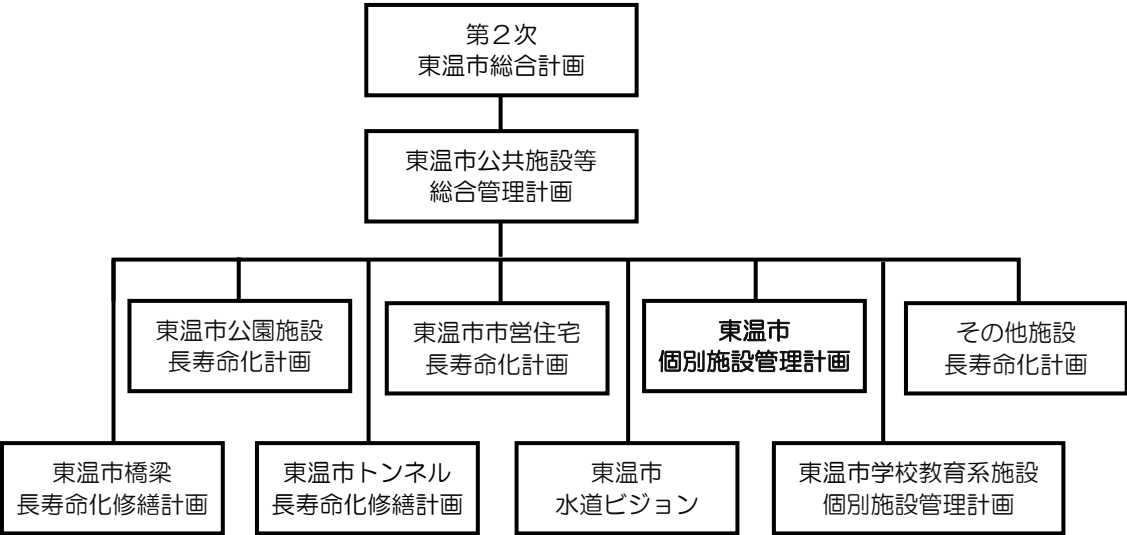


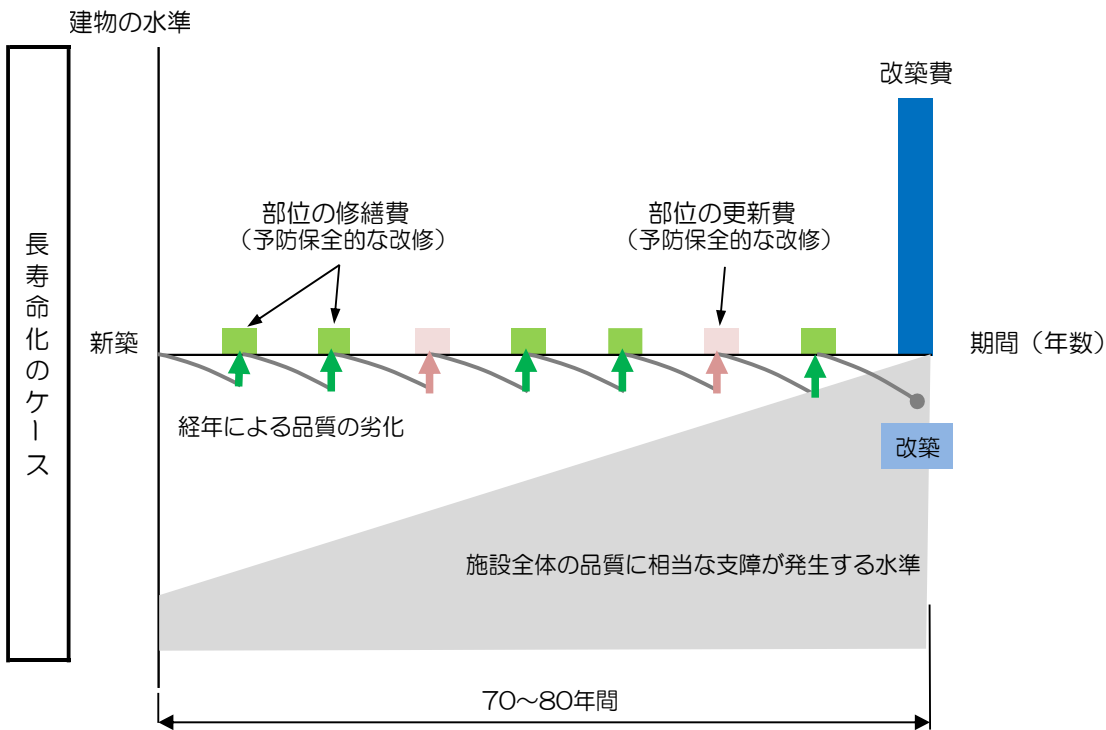
東温市個別施設管理計画【概要版】

1. 計画の概要

- ①計画策定の目的
- 東温市公共施設等総合管理計画において示された公共施設全体の基本的な方針に基づき、施設ごとの将来のあり方を具体的に示し、施設の適正な配置を実現するための取り組み方針を示すことを目的としています。
- ②計画期間
- 令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間
- ③計画の位置づけ



2. 長寿命化の基本方針



3. 計画の対象施設と将来の方針

計画対象施設と将来方針 一覧				
大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	将来の方針
市民文化系施設	集会施設	樋口集会所	420.00	継続
		横河原集会所	352.99	継続
		志津川集会所	414.50	継続
		西岡集会所	308.03	継続
		見奈良集会所	298.88	継続
		田窪団地集会所	259.10	継続
		牛湊集会所	371.26	継続
		堀池集会所	201.54	継続
		南野田集会所	266.39	継続
		新村集会所	249.81	継続
		下林集会所	452.29	継続
		別府集会所	212.36	継続
		上村集会所	297.16	継続
		奥松瀬川公民館	271.65	継続
		保免集会所（則之内多目的集会所）	223.50	継続
		中央公民館	3,680.21	継続
		滑川生活改善センター	207.36	継続
		農村環境改善センター	882.49	継続
		川内公民館	2,790.90	継続
		田窪集会所	356.72	継続
社会教育系施設	図書館・博物館等	図書館・歴史民俗資料館	1,898.00	継続
		歴史民俗資料館収蔵庫	641.76	継続
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	ツインドーム重信	4,490.38	継続
		農林業者トレーニングセンター	1,648.65	継続
		川内体育センター	1,372.40	継続
	レクリエーション施設・観光施設	滑川野外活動研修施設	202.16	継続
		ふるさと交流館さくらの湯	1,790.53	継続
		さくらの湯観光物産センター	270.75	継続

○対象施設

▶延床面積 200 ㎡以上の施設

※ただし、小規模な建物のうち集会施設・消防ポンプ蔵置所については、方向性のみを示すものとする。

○将来の方針区分

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針及び施設の老朽化状況の実態等を踏まえ、また、施設の経過年数による老朽度、利用状況（利用者数、稼働率）などから総合的に判断し、各建築物の将来のマネジメントの方針を示します。

区 分	内 容
継 続	このまま機能を維持する。
改 善	サービスの充実、サービス内容の見直しを検討するとともに、他の建築物とのサービスの複合化、集約化を図る。また、建築物を維持しつつ、他の機能への用途変更を図る。
廃 止	サービスを廃止する。

大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	将来の方針
子育て支援施設	幼児・児童施設	いわがらこども館	721.62	継続
		さくらこども館	308.72	継続
		川上くすのき児童クラブ	214.23	継続
		よいいのこども館	846.00	継続
保健・福祉施設	保健施設	川内健康センター	1,260.00	改善
		総合保健福祉センター	3,114.00	継続
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	福祉館	469.30	継続
行政系施設	庁舎等	庁舎	7,573.56	継続
		本庁別館書庫（旧学校給食センター）	1,196.28	廃止
		川内支所庁舎	1,505.81	継続
	消防施設	消防庁舎	2,494.45	継続
その他施設	その他	クリーンセンター	1,343.02	廃止
		桜花苑	720.47	継続
		学校給食センター	2,583.83	継続

4. 長寿命化計画の継続的運用方針

①点検・診断等

- ▶定期的に点検・診断を行い、経年による施設の老朽化や機能低下の状況を把握し、対応が必要な箇所やコストの把握を行います。
- ▶日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期などをまとめたマニュアルを作成し、日常点検を実施する体制を構築します。
- ▶点検・保守及び整備については、その履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策などに活かし、また、本計画にも反映していきます。
- ▶耐震診断、劣化診断などの診断結果があるものはそのデータを利用し、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うこととします。

②維持管理・修繕・更新等

- ▶既存の公共施設に対し、点検・診断を実施することによって、長期的な視点で計画的に改修等を行う予防保全型の維持管理に努めます。また、長寿命化コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進します。
- ▶施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していきます。
- ▶建築後 30 年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

③安全確保

- ▶危険性が認められた建物や設備については、スピード感をもって安全確保の対策を実施します。今後も利用見込みのない公共施設等については、取り壊しの検討を早期に行います。
- ▶施設の更新・建替えを検討する際には、災害安全性などを考慮した場所への設置を十分に検討します。
- ▶除却を行う際は、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置の有効的な活用を検討します。

④耐震化

- ▶学校教育系施設については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、平成 27 年度に耐震化率 100%を達成しています。
- ▶その他の施設についても、昭和 56 年の建築基準法の改正以前に建築された施設のうち、今後も長期にわたり使用する可能性があり、多くの住民が利用する施設、災害時の拠点や避難所として指定されている施設等については、順次耐震診断を実施していきます。

⑤長寿命化

- ▶長寿命化が必要と判断した施設に対しては、その延長期間を一世代相当分（20 年間から 30 年間程度）延長することを目標とします。
- ▶施設の長寿命化を行う際は、日々の修繕や従来の平均的な更新時期に建替える場合と比べて、ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の縮減を図ることとし、コストの平準化に努めます。
- ▶既に長寿命化計画等を策定している施設については、各計画の方針に沿って対応するとともに、本計画との整合性を図ることとします。また、策定していない施設についても今後長寿命化計画を策定し、LCCなどを低減することとします。

⑥統合や廃止

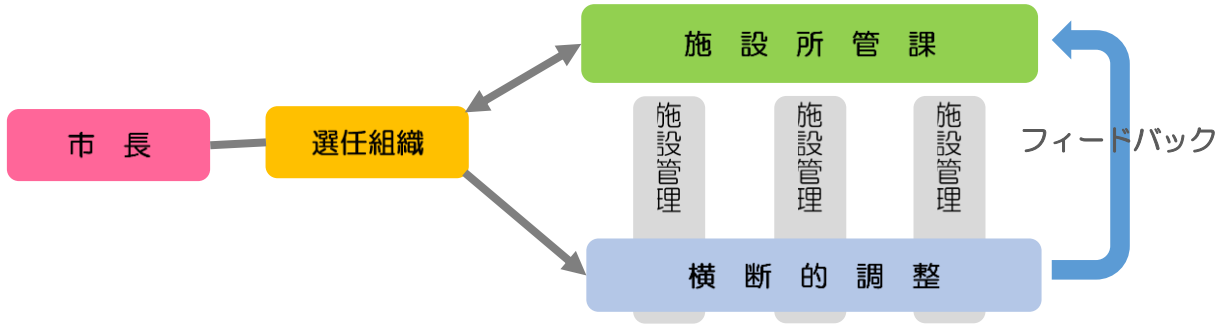
- ▶老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出し、施設を診断します。施設の診断は、施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果などの客観的な視点によって行います。
- ▶公共施設等の統合や廃止では、市民サービスの水準低下を伴うため、それを最小限にする必要があります。公共施設のコンパクト化の施策については、市民、議会等と十分に協議しながら検討していくこととします。

⑦市民との情報共有

- ▶本計画を推進するに当たって、公共施設等を日々利用し、支えている市民との問題意識や情報の共有は不可欠となります。今後とも、公共施設等のあり方について、市民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報について、ホームページ等をはじめとする各種広報媒体などを活用し、これまで以上の情報開示に努めることとします。

5. 計画の進捗管理

持続的な公共施設の運営を推進していくためには、利用用途が異なる様々な公共施設に対して、庁内全体の組織が連携し、施設に関する様々な情報を共有しながら、それらを活用して全庁的なマネジメントに取り組んでいく必要があります。



①庁内での取り組み

- ▶公共施設等の情報を集約し、全庁的に共有します。
- ▶個別計画案件を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導します。
- ▶職場内研修、会議による情報共有を図り、関連部署間での活発なコミュニケーションを促します。
- ▶施策別予算配分の仕組みを構築し、行政評価の結果を予算に反映します。
- ▶PPP/PFI など官民連携事業の全庁的な調整を行います。

②住民向けの取り組み

- ▶施設カルテ等の公表など情報公開に取り組みます。
- ▶ヒアリング、アンケート、広報誌、ホームページ等を通じた意見募集などを促します。

③フォローアップの実施方針

PDCAサイクルを活用し、定期的な見直しによる進捗管理を行うことが重要です。

中間年にあたる5年後には、再度、施設の点検を実施し、施設の老朽化の状況、事業費の精査などを踏まえて、見直しを図ることとします。

